

カンボジア特別法廷の始動

―三〇年前の「犯罪」をどう裁くのか

初鹿野直美

カンボジアでは一九七〇年代末のポル・ポト政権時代に一五〇万人前後の人々が死亡した。この「犯罪」の責任追及をすべく、国連とカンボジア政府は一九九七年以降交渉を重ね、ようやく二〇〇六年七月に特別法廷設置が実現した。以下では、交渉経緯・法廷の特徴、今後の展望について報告する。

●特別法廷設置までの交渉史

ポル・ポト政権時代のいわゆるクメール・ルージュの犯罪を裁くカンボジア特別法廷（以下、特別法廷）設立への動きは、一九九〇年代半ばに始まる（参考文献①、④）。一九九六年八月に、ポル・ポト派の残党として抵抗を続けていたイエン・サリが数千人の部隊を率いて政府に投降し、国内の軍事的緊張が緩和された。このような状況下で、一九九七年四月に国連人権委員会はカンボジアへの支援要請を国連事務局長に要請する決議を採択した。総選挙を直前に控えて、ポル・ポト派への対応をめぐり牽制しあっていたラナリット第一首相とフンセン第二首相は、一九九七年六月二二日に特別法廷設置についての「国連と国際

社会による支援」を求める連名の書簡を国連事務総長宛に送り、これを受けて一九九七年二月に国連総会は、カンボジア政府の要請を検討することを決議した。

その後、カンボジア政府と国連との間で、裁判のあり方をめぐっての話し合いが重ねられた。外国人司法官（裁判官および検察官）中心の国際裁判を主張する国連に対して、カンボジア政府はあくまで国内裁判所を軸に、国際社会がそれを支援する形態にこだわった。難交渉の末、外国人司法官の関与を認めるものの判決は「過半数プラス一人」の合意の特別多数決方式によること、司法官の任命権をカンボジアの司法官職高等評議会の手ゆだねることについては概ねの合意ができた。しかし、詳細まで詰まっていない状況で、カンボジア政府はカンボジア特別法廷設置法（以下、設置法）の策定を進め、同法は二〇〇一年八月に成立した（参考文献④）。

国連はこの後も、客観的な公正さを国際協定によって確保すべく交渉の継続を求めたが、カンボジア政府は設置法が最終文書でありあらためて協定を締結する必要がな

いと主張し、二〇〇二年一月には交渉が一時打ち切られた。しかし、日本をはじめとする関係各国が仲介努力を重ね、同年六月に交渉が再開された。国連側は「カンボジアに全面的に任せるよりは、カンボジアの国内法廷であっても多少なりとも外国が関与したほうがましだ」という選択をし、二〇〇三年五月に国連総会は「民主カンボジア時代に犯された罪のカンボジア法の下における訴追手続に関するカンボジア・国連協定」を採択した。そして、二〇〇三年六月に本協定への署名が行われた（参考文献①）。カンボジアは二〇〇三年七月の総選挙後に続いた政権空白後の二〇〇四年一月に、国連との合意内容に沿って設置法を改正し、また協定への批准を国会にて採択した。国連との協定は、同年二月に予算について合意をした後、二〇〇五年四月に予算の目処がついたとして発効した。

予算は、国連・カンボジア政府が約五八三〇万ドル（三年分相当）を双方で分担して負担する。国連は二〇〇五年三月に拠出金についてのプレッジ会合を開催し、国連負担分四三〇〇万ドルについては日本が約

表1 各国の負担金

国・機関	支援金額 (万ドル)	内容
国連負担分	4,300	国際職員（裁判官・検察官・事務局員）人件費、資機材、弁護費用など
日本	2,160	
フランス	480	
イギリス	287	
オーストラリア	235	
オランダ	198	
カナダ	161	
ドイツ	100	
ノルウェー	100	
デンマーク	53	
オーストリア	36	
スウェーデン	15	
韓国	15	
ルクセンブルグ	6	
カンボジア政府負担分	1,330	法廷の土地・建物の提供、カンボジア人職員（裁判官・検察官・事務局員）人件費など
カンボジア	150	
EU	120	
インド	100	
タイ	0.025	
UNTAC 資金分	約 500	

(出所) 特別法廷タスクフォースウェブサイト (<http://www.cambodia.gov.kh/krt>) および事務局へのヒアリングを参考に筆者作成。
 (注) 国連負担分は、2005年3月会合時の拠出約束ベースでの合計3846万ドルに対する内訳である。拠出約束はその後も相次いでおり、総額はその後増加している。米国はDC-Cam (NGO) への支援をもって法廷への支援に代替しているということ等を理由に、国連負担金には関与していない。

半分の二一六〇万ドルの拠出を表明したのをはじめ、一三カ国から総額三八〇〇万ドル以上の支援が約束された(表1)。カンボジア政府側の負担分については、政府が一五〇万ドルの拠出を決めただけで、残り国際的な支援にゆだねることとなった。これに対しては、EUが一二〇万ドル、インドが一〇〇万ドル、タイが二万五〇〇〇ドルの支援を表明した。また、UNTAC時代の資金から五〇〇万ドル程度を活用することも認められた。まだ全額が集まったわけではないが、裁判開始の初期段階に必要な資金の目処がたったことから、国連事務総長への書簡提出から九年を経て、ようやく特別法廷が始動することになった。

なお、今回の特別法廷以前に、カンボジアでは二度裁判の試みがあった。一つは内

戦直後の一九七九年に行われてボル・ポトおよびイエン・サリにジェノサイド罪での死刑判決を下した人民革命法廷であり、もう一つは一九九七年七月にボル・ポト派内で行われボル・ポト自身に終身刑を言い渡したアンロンベン人民裁判である。人民革命法廷ではボル・ポトもイエン・サリも欠席のままに判決がくだされ、判決は執行されなかった。その後イエン・サリは一九九六年に国王から恩赦を受けているが、この恩赦の有効性は今後の裁判のなかで判断されることになる(設置法四〇条)。またアンロンベン人民裁判で裁かれたボル・ポトは一九九八年に死亡し、これ以上の裁判は不可能である。今回の特別法廷は、基本的には過去の国内法廷とは独立したものと位置づけられる(参考文献⑤)。

●法廷の概要—組織と手続き

①組織。人員構成は、司法官および事務局とも、カンボジア人と外国人の両方が協働する混合方式 (Hybrid Tribunal) を採っている。司法官については、二〇〇六年五月四日にカンボジア司法官職高等評議会が、カンボジア人一七人、国連から提出された候補者リストによる外国人二二人の合計二十九人を選出した(以下、図1参照)。カンボジア人は経験や能力、特別法廷設置決定後に国連が行った人材育成プログラムの受講状況などを総合的に勘案して選出し、外国人候補者は国連の自薦・他薦による公募

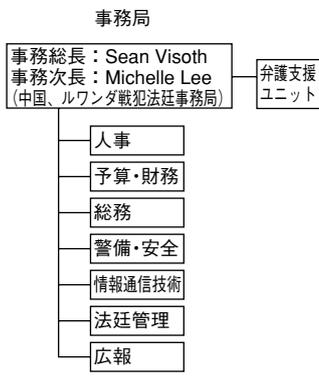
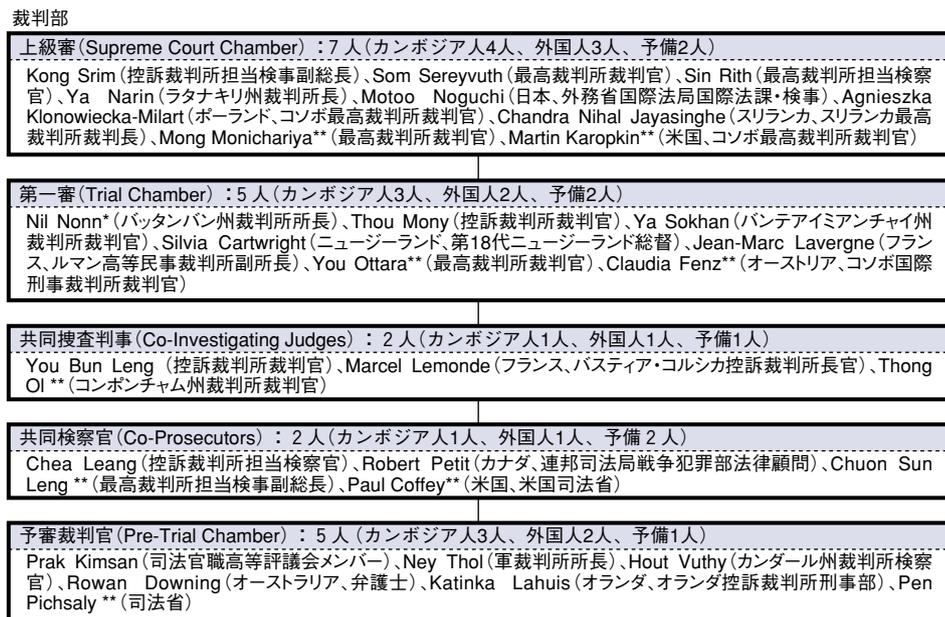
手続きにより選出したという。外国人司法官のなかには、上級審の裁判官として任命された外務省国際条約局/検事の野口元郎氏が含まれる。彼らは二〇〇六年五月七日に国王により正式に司法官として任命され、七月三日に宣誓式に臨んだ。

事務局は、二〇〇五年末にカンボジア政府が選出したカンボジア人の事務総長および国連が選出し政府が承認した外国人の事務次長が就任し、司法官らが始動するより一足先に活動を開始している。事務局内の七部局とも、カンボジア人と外国人スタッフの協働によって運営されている。

混合方式の国際法廷は、シエラレオネや東チモールの法廷でも採用されたが、カンボジアの議論が開始された一九九〇年代末は国際的に前例がなかった。また、国内司法官が多数を占めるという点では、他の混合方式と比較しても特異である(参考文献③)。カンボジア政府は、国内で実施することで国民が裁判の行方を見守ることができ、裁判にかかる費用を抑えられる、カンボジア人司法官が国際経験豊かな外国人司法官らの経験から学ぶ機会が得られる等のメリットを挙げて、この方式を評価している。一方、より公正な裁判を求める国連や国際社会は、カンボジア国内でカンボジア人を主体とした裁判を行うことで生じる関係者への政治的圧力を懸念している。

②裁判手続きの流れ。手続きについては、一九九二年制定のUNTAC法および一九

図1 特別法廷組織図



(出所) 各種新聞報道および特別法廷タスクフォースのウェブサイト等を参考に筆者作成。
 (注1) *は裁判長、**は予備人員を示す。
 (注2) 括弧内は国際司法官の出身国および就任前の役職・所属機関(参考のための暫定訳)を示す。なお、カンボジア人司法官には国名を記していない。

九三年制定の刑事訴訟法が参照される。しかし、これらの法が取り扱っていない問題や不確実な点、国際標準との整合性に疑義がある場合については、国際的なレベルで確立された手続法にガイドダンスを求めることができ(設置法二〇条、一三条、三三条、参考文献③)。

具体的には、まず検察官による証拠集めが行われ、被疑者と公訴事実の特定を行う。その際集めた証拠をもつて、訴訟記録を作成し、捜査判事に提出する。捜査判事はそれをもとに、被疑者を逮捕して取

り調べ、十分な証拠があると判断した場合、検察官にその結果を提示し、検察官が公訴提起をする。なお、検察官、捜査判事もカンボジア人一人、外国人一人の体制をとっており、両者の間で意見の相違があった場合、予審裁判官(カンボジア人三人、外国人二人)の特別多数決により判断が下される(設置法二〇条)。

起訴後、第一審での裁判が始まる。今回の裁判では予審上三年という時間の制約があることから二審制がとられており、上級審での判決が最終的な判決として確定する。第一審はカンボジア人三人、外国人二人の合計五人、上級審ではカンボジア人四人、外国人三人の合計七人の裁判官の特別多数決制によって判決が下される。すなわち、第一審では五人中四人、上級審では七人中五人の賛成が必要となる(設置法九条、一四条)。いずれも、カンボジア人のみ、もしくは外国人のみでの決定ができないことを意味する。特別多数が得られない場合は無罪が推定され、釈放される。

③どのような犯罪が裁かれるのか。裁かれる犯罪の人的管轄権は「民主カンブチア時代の上級指導者 (Senior Leaders)」であり、カンボジア刑法、国際人道法および慣習法ならびにカンボジアにより承認された国際条約上の重大な違反で、一九七五年四月一七日から一九七九年一月六日までの期間に行われたことに最も責任を持つ (most responsible) 者(設置法二条)である。カ

ンボジア刑法上の犯罪としては、殺人(一九五六年刑法五〇一〜五〇八条)、拷問(同刑法五〇〇条)、宗教的迫害(同刑法二〇九〜二一〇条)につき、時効を三〇年に延長して取り扱う(設置法三条)。国際法上の犯罪としては、一九四八年ジュネーブ条約上のジェノサイド行為、人道に対する犯罪、一九四九年ジュネーブ条約上の戦争犯罪など、カンボジアが一九七五年以前から加盟・批准している条約に基づく犯罪が挙げられる(設置法四〜八条)。以上に当てはまるとして裁判にかけられるであろうと想定されているのは、表2に挙げる人物たちである。

裁判で有罪とされた場合、最低五年の懲役、最高刑としては、カンボジア憲法では死刑を廃止している(憲法三二条)ため終身刑が科せられる。なお、不正に得た財産の没収もありうる。カンボジアの刑事訴訟法では、刑事手続きにおいて被害者からの損害賠償請求を認める制度(付帯私訴制度)が認められているため(刑訴法一二〜二〇条)、没収財産を被害者救済のためにあてられないだろうかという議論もされている。しかし、被害者があまりに多く、実際に特定して救済することは非現実的であると考えられ、没収された財産は国庫に納められることになる(参考文献⑤)。

④どのような証拠が用いられるのか。特別法廷の捜査・裁判プロセスでは、書類、集団墓地や刑務所跡などの物理的証拠、被

表2 主要な容疑者

名前	民主カンブチア時代の地位	近況
ヌオン・チア (ブラザー・ナンバー2)	党副書記	1998年に投降し、パイリン在住。
イエン・サリ	外務担当副首相	1996年に投降し、国王による恩赦をうける。ブノンベン在住。
キュー・サンバン	国家元首	和平プロセス時のクメール・ルージュ側の交渉を担う。1998年に投降し、パイリン在住。
スウ・メット	元民主カンブチア空軍第502航空師団を指揮する党書記	バツタンバンにいたるとい説もあるが、所在は不明。
メア・ムット	元民主カンブチア海兵隊第164師団を指揮する党書記	アンロンベン在住。
ドゥイ (カン・ケック・イウ)	S21 (トゥール・スレン) 所長	ブノンベン市内の刑務所内。

(出所) 参考文献②および各種新聞報道より筆者作成。

害者・実行者・証人・被告らの陳述や供述書が証拠として参照される。これらのなかには、カンボジア・ドキュメンテーション・センター (DocCam) が収集してきたカンボジア共産党の議事録や拷問された人々の調査が数多く含まれる(参考文献②、⑤)。DocCamとは、一九九五年一月に米政府の支援を受けて開始されたエール大学のカンボジア・ジェノサイド・プログラムによる調査を引き継いで、一九九七年一月からNGOとして活動を継続している組織である。ほかにも、事務局による広報活動がさかんに行われており、証拠収集のための試みが現在も続けられている。

●今後の展望

二〇〇六年七月に司法官の宣誓式が行われ、直後から検察官による捜査が始まった。「二〇〇六年九月には捜査判事による手続きに入り、二〇〇七年のなるべく早いうちに裁判手続きを開始したい」というのが、二〇〇六年八月時点での事務局広報の見解であった。しかし、二〇〇六年一月末現在、検察官による捜査は終了していない。

なお、宣誓式後に司法官らが一堂に会して、戦略ワークショップが行われ、裁判手続きの確認が行われた。この場で、被告人に外国人弁護人を認める法的根拠が欠如していることなど、制度面に不備があることが指摘されたが、それらについては今後の進捗にあわせて整備していかなければならない。

筆者は二〇〇六年八月末に法廷の事務局を訪問する機会があった。施設は国軍司令部に隣接しており、市内から車で三〇分程度かかる。「国民に開かれた法廷を」という政府や事務局の言葉とは裏腹に、どれだけの国民が法廷にアクセスできるのか、不安は拭い去れない。建物内部は改装作業が終わっておらず、ペンキを抱えた作業員が黙々と作業をこなしている。法廷が「動き出した」というものの、実際のところは、建物も含めて、まさに「走りながら準備する」といった状態なのかもしれない。

裁判に対する国民の姿勢は、その行方に少なからぬ関心を抱きつつも、期待とあきらめが入り混じっているのが現状といえよう。筆者が参加する機会を得た一般市民を対象としたフォーラムでは、戦争犯罪を追及する活発な意見が述べられていた。責任ある地位の人が「何があったのか」を説明する機会が確保されることは、真相解明のために一定の意義を持つと考えられよう。もともと、近年新聞等では、当時の幹部の「大量殺戮の事実は知らなかった」という趣旨の発言が報じられており、実際にどれだけの真実が法廷で明らかにされるのかは未知数である。

二〇〇六年七月に、当初主要な容疑者の一人と想定されており、一九九八年以来ブノンペン市内の刑務所に拘留されていたタ・モク(元西南部管区地方書記・党中央委員)が八一歳で死亡した。関係者はいずれ

も八〇歳近い年齢に達しており、裁判という機会を逸したままに時間だけが過ぎ去る可能性が大きくなっていく。今後いかに裁判プロセスが進行していくのか、特別法廷を支援する国際社会からもその進展を注視していく必要がある。

(はつかの なおみ/アジア経済研究所 新領域研究センター)

《参考文献》

- ①天川直子「誰をどう裁くのかーポール・ポト政権崩壊後から四半世紀」上田広美・岡田知子編著『カンボジアを知るための60章』明石書店、二〇〇六年。
- ②ステイブ・ヘダー、ブライアン・D・ティットモア『カンボジア大虐殺は裁けるかークメール・ルージュ国際法廷への道』(四本健二訳) 現代人文社、二〇〇五年。
- ③野口元郎「動き出したカンボジア特別法廷―その基本構造と日本の役割」『ジュリスト』二〇〇六年一月一五日。
- ④四本健二「ポスト紛争国家における国民和解―カンボジアにおけるクメール・ルージュ問題」孝忠延夫他編『アジアのマイノリティと法』関西大学法学研究所研究叢書第二四冊、二〇〇六年。
- ⑤ Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (ECCC), "An Introduction to the Khmer Rouge Trials" 2006.